

千葉県学校生活協同組合 「新型コロナウイルス感染拡大防止」の取り組みについて

基本方針

千葉県学校生活協同組合（以下、学生協という）「新型コロナウイルス感染拡大防止」の取り組みについての基本方針は、以下に掲げる取り組み・対応を行い、感染拡大防止に努めます。

- (1) 組合員、役職員およびその家族・指定店・取引先、来訪者等の安全を第一に考え、感染防止と感染拡大防止を最優先に活動を行います。
- (2) 新型コロナウイルスに関する感染防止策および対応については、千葉県・千葉市および監督庁からの基本方針・対策・対応を遵守し、役職員や関係する指定店・関係業者に周知徹底します。
- (3) 組合員に寄り添い、緊急事態となった場合の対策を準備し、必要に応じて速やかに対応できる体制を整えます。
- (4) 学校を訪問する業者等に対しても、訪問する際のガイドラインを設定し、感染対策に努めます。また、感染拡大により訪問への不安が生じる可能性が高くなった場合は、訪問を自粛する措置を講じます。
- (5) 感染拡大により、役職員の健康に不安が生じる可能性がある場合は、勤務時間の短縮や在宅勤務などを行います。
- (6) 学生協の役職員および関係する取引先に感染者が発生した場合は、ホームページ等を通じて公表します。

感染防止対策について

- (1) 役職員出勤の際は、事務所入室前に検温・手指消毒を行います。勤務中は、マスク着用で対応します。
- (2) 役職員個々の体調管理を行い、発熱や倦怠感など風邪症状がみられる場合は、出勤停止とし自宅待機とします。
- (3) 事務所内は、出勤時に全職員で除菌・消毒を実施します。
- (4) 事務所来訪者に対しては、検温・手指消毒・マスク着用を徹底します。37度以上の発熱症状がある場合は、事務所への入室をお断りします。
- (5) 事務所内の入口は常に開放し、室内のオゾン洗浄を終日行います。
- (6) 感染拡大期間中は、職員の県外への出張等は原則禁止とし、オンライン会議を推奨します。
- (7) 学校を訪問する業者は、訪問前にアポイントを取るよう徹底します。訪問する際は、学生協の感染防止対策ガイドラインを遵守し、事前検温の励行、手指消毒用品の携行、マスク着用、必要最低限の滞在とします。
また、訪問先の感染防止対策を遵守します。
- (8) 組合員参加型イベントを開催する場合は、参加人数の制限や時間短縮等を行い、感染拡大防止に努めます。感染が拡大している場合は、参加者の健康を第一に考え開催を中止します。